

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第570号)

平成20年12月19日

横 情 審 答 申 第 570 号  
平 成 20 年 12 月 19 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成20年9月1日港湾北第1202号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「大さん橋国際客船ターミナルの指定管理経費の執行について（平成18年  
度）」ほか別紙1行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「大さん橋国際客船ターミナルの指定管理経費の執行について（平成18年度）」ほか別紙1行政文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成18年度、平成19年度及び平成20年度の各年度毎の「大さん橋岸壁（国有財産）」の警備業務委託の実施を目的として作成した、横浜市事務決裁規程に基づく「委託事業実施の執行伺」、横浜市契約事務委任規則に基づく「委託契約締結伺」、横浜市契約規則に基づく「委託契約書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成20年6月20日付で「大さん橋国際客船ターミナルの指定管理経費の執行について（平成18年度）」ほか別紙1行政文書（以下「本件申立文書」という。）を特定し一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定し一部開示とした理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、平成18年度から20年度までの大さん橋国際客船ターミナル（以下「ターミナル」という。）管理運営業務の実施に関して作成した書類である。保安対策の強化などの理由から、ターミナルと大さん橋岸壁の警備業務を一体として行うため、ターミナルの管理運営業務（指定管理者制度に基づく業務）と岸壁の警備業務（委託業務）を併せて仕様書を作成し、それに基づいて指定管理者と協定書を締結しており、本件申立文書を本件請求に係る文書と特定した。
- (2) 本件請求に対しては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第3条（実施機関の責務）「当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない」との原則に従い、開示請求者との見解の相違にかかわらず、積極的に対象行政文書を特定し一部開示としたものである。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、「当該請求に係る行政文書は、作成しておらず、保有していないため。」との理由による非開示決定を求める。
- (2) 本件申立文書は、指定管理者制度の実施に関連して作成された文書であり、請求者の求める「国土交通省から委託を受けて横浜市が管理することとされている大さん橋岸壁（国有財産）の警備業務委託に関連する一切の文書」には該当しない。
- (3) 本件申立文書のいずれも、請求者の求める大さん橋岸壁の警備業務委託に関する文書ではない。
- (4) 本件申立文書のうち、別紙行政文書一覧の(5)については、年度協定書に添付された確認書において岸壁警備業務に関しての経費増額の記述が見受けられるが、岸壁は、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）第2条の2別表第1及び基本協定書第6条第1項別紙2には指定管理者の管理施設として規定されていないので、当該記述は条例及び基本協定書に反する事項を目的とする法律行為に該当し、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）の規定により当然無効な記述である。
- (5) ターミナル管理運営業務の基本協定書において、仕様書に、門衛・警備業務の対象範囲として大さん橋岸壁が含まれると解される記述がいくつか認められる。しかし、横浜市港湾施設使用条例第2条の2別表第1及び基本協定書第6条第1項別紙2では、大さん橋岸壁は指定管理者の管理する施設ではない。また、事業担当局の裁量による指定管理施設の選択は認められていない。したがって、門衛・警備業務の対象範囲として大さん橋岸壁が含まれると解される記述は、指定管理施設ではない施設についての業務を指定管理者に行わせると定めている記述であるので、条例に反する事項を目的とする法律行為に該当し、民法第90条の規定により当然無効な記述である。また、上記の記述は、処分庁が不当に指定管理者に利益を供与するものであるとともに、本来は入札により執行されるべき業務に参加できる事業者の参加の機会をはく奪することとなっており、処分庁自らが競争入札妨害行為を実行していると認められる文書である。上記により、基本協定書は、請求者の求める「大さん橋岸壁（国有財産）の警備業務委託に関する契約書」には該当しない。
- (6) 本件申立文書には、指定管理施設ではない施設の業務を指定管理者に行わせようとする条例に違反した記述が認められ、上記のとおり当然無効な記述をしている違法な文書であって、当初から当該記述がないものとして理解しなければならないのであるので、本件申立文書は請求者の求める行政文書とは認められない。

## 5 審査会の判断

### (1) ターミナルの管理運営について

大さん橋ふ頭は、横浜港に入港する客船を迎える客船ふ頭としての役割を果たしてきており、近年では全面的な改修工事が進められて平成14年6月に現在のターミナルが開設された。ターミナルの管理運営については、横浜市港湾施設使用条例に基づき地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度が導入されており、平成18年4月から指定管理者による管理運営が始まっている。なお、ターミナルに隣接する大さん橋岸壁は国有財産であり、港湾法（昭和25年法律第218号）第54条第1項により、横浜市が国土交通大臣から委託を受けて管理することとされている。

### (2) 本件申立文書について

本件請求は、「平成18年度、平成19年度及び平成20年度の各年度毎の「大さん橋岸壁（国有財産）」の警備業務委託の実施を目的として作成した、横浜市事務決裁規程に基づく「委託事業実施の執行伺」、横浜市契約事務委任規則に基づく「委託契約締結伺」、横浜市契約規則に基づく「委託契約書」」の開示を求めたものである。

本件処分について、実施機関は、平成18年度から20年度までのターミナル管理運営業務の実施に関して作成した書類である本件申立文書を特定したと説明している。

これに対し申立人は、本件申立文書は指定管理者制度の実施に関連して作成された文書であって、請求者の求める「警備業務委託」の文書には該当しない、また、岸壁は指定管理者の管理施設として規定されておらず文書中の当該記述は当然無効な記述である等として、本件処分を取り消し、「当該請求に係る行政文書は、作成しておらず、保有していないため。」との理由による非開示決定を行うよう求めているため、実施機関が本件請求の対象行政文書として本件申立文書を特定したことの妥当性について以下検討する。

### (3) 本件処分における文書特定の妥当性について

本件申立文書について、実施機関は、その保有する行政文書のうち、請求の趣旨から、平成18年度から20年度までの大さん橋岸壁の警備業務に関して特定が可能な文書を特定したものと解することができる。そのような理解に立てば、実施機関が本件申立文書を特定したことが、情報公開制度の趣旨に鑑みて不適切であったとは考えられず、申立人が主張するように、文書が存在しないとして非開示決定をすべ

きであったということとはできない。

なお、申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

( 別紙 1 )

- (1) 大さん橋国際客船ターミナルの指定管理経費の執行について（平成18年度）（平成17年度港湾北第10832号）
- (2) 平成19年度大さん橋国際客船ターミナルの指定管理経費の執行について（平成18年度港湾北第2632号）
- (3) 平成20年度大さん橋国際客船ターミナルの指定管理経費の執行について（平成19年度港湾北第3161号）
- (4) 大さん橋国際客船ターミナル指定管理者との年度協定の締結について（平成18年度）（平成17年度港湾北第10926号）
- (5) 大さん橋国際客船ターミナル指定管理者との年度協定の締結について（平成19年度）（平成18年度港湾北第3086号）
- (6) 大さん橋国際客船ターミナル指定管理者との年度協定の締結について（平成20年度）（平成20年度港湾北第118号）
- (7) 大さん橋国際客船ターミナル管理に関する年度協定書（平成18年4月1日協定締結）
- (8) 大さん橋国際客船ターミナル管理に関する年度協定書（平成19年4月1日協定締結）
- (9) 大さん橋国際客船ターミナル管理に関する年度協定書（平成20年4月1日協定締結）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年9月1日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成20年9月16日 (第66回第三部会) 平成20年9月25日 (第132回第一部会) 平成20年9月29日 (第134回第二部会)	・諮問の報告
平成20年11月7日 (第69回第三部会)	・審議
平成20年11月21日 (第70回第三部会)	・審議
平成20年12月5日 (第71回第三部会)	・審議